

西公園の屋内遊び場の整備について

西公園の市民プール跡地では、西公園再整備基本構想に基づき整備を進めている。昨今の気候変動による酷暑や荒天でも遊べる屋内遊び場のニーズが高まっており、水辺や屋外との連続性をもった遊びが可能となり、公園の魅力向上や機能強化が図られることから、西公園に屋内遊び場を設置することとしており、令和8年3月には「(仮称)西公園屋内遊び場基本計画(以下、「基本計画」という。)」が策定されている。

このたび、基本計画に基づき、「(仮称)西公園屋内遊び場設計(中間報告)」が取りまとめられたことから、設計の内容及びこれまでの審議会でもいただいた意見の反映状況や今後の対応方針について報告するもの。

1. 屋内遊び場について

西公園市民プール跡地は「遊びのエリア」として位置づけており、その主要な施設となる西公園屋内遊び場は、「都市個性を生かした、こどもの育ちと子育てを支える遊びの環境の充実」という本市の方針のもと、こどもたちが天候に左右されず安心して遊び、多様な体験や学びを通じて健やかに成長できる環境の創出を目的として整備するものである。

施設は、自然を活用した外遊びと屋内遊びの連続性を重視し、遊びを通じて創造性や社会性を育むとともに、西公園や広瀬川などの恵まれた自然環境を生かした体験や学びの場を目指している。また、多様なこどもが利用しやすい環境や交流機能を備えることで、子育て世帯のみならず多様な人々が集い、交流する拠点として、公園全体の魅力向上や賑わいの創出、周辺エリアの回遊性の向上に寄与するものである。

2. 屋内遊び場に関するこれまでの当審議会での報告経緯について

表1に示すとおり。

表1:これまでの当審議会での報告経緯

回	開催日	議題
第 99 回審議会	令和 7 年 6 月 4 日	(仮称)西公園屋内遊び場 基本計画について(整備の考え方)
第 100 回審議会	令和 7 年 9 月 8 日	(仮称)西公園屋内遊び場 基本計画について(素案)
第 101 回審議会	令和 7 年 12 月 1 日	(仮称)西公園屋内遊び場 基本計画について(中間案)※

3. (仮称)西公園屋内遊び場基本設計について

「資料2-2:(仮称)西公園屋内遊び場設計(中間報告)」「資料2-3:基本設計に係る補足資料」にて説明

4. 屋内遊び場整備に伴う保存樹林への影響について

(1) 保存樹林「西公園のヒマラヤシーダー」について

保存樹林制度とは「杜の都の環境をつくる条例」に基づき、地域を象徴する樹林を「ふるさとのみどり」として指定し、保全する制度である。

西公園のヒマラヤシーダーは、昭和50年に青葉通や定禅寺通などとともに第1次指定にされ、樹高14～21m、幹周1.0～1.6m、樹齢30～37年として指定した（参考資料1-2：保存樹林制度を参照）。

(2) 本体整備の影響について

「資料2-4：根系調査結果」の結果、屋内遊び場本体整備による保存樹林への影響は生じないことを確認した

(3) 連絡橋整備の影響について

連絡橋の線形については、保存樹林への影響を可能な限り低減する観点、構造安全性を確保する観点から5案程度の比較検討を行い、「資料2-5：連絡橋ルート比較表」のとおり、現線形（点対称S字型）を採用した。

線形決定後に実施した根系調査の結果、「資料2-4：根系調査結果」のとおり、現時点ではヒマラヤシーダー8本（トウカエデを含めると9本）の伐採を想定している。

なお、施工段階において再度根系状況を確認することとしており、その結果によっては影響を受ける樹木本数が増減する可能性がある。試掘や掘削作業において根系が確認された場合には、必要に応じて樹木医の助言を受けながら施工方法を調整し、保存樹林への影響を最小限に抑えることとする。

従って、計画として保存樹林の区域変更はしないものの、以下の「連絡橋の必要性について」に基づき、少なくとも7本、多ければ8本の伐採を工事にて行う。伐採の時期については、確実に伐採する7本は本年度中に実施する。これらについて本審議会にお諮りするものである。

なお、伐採する樹木の代替となる植樹については、伐採本数に応じて代替となる樹木を植栽することとするが、位置については検討中である。

※連絡橋の必要性について

西公園市民プール跡地エリアにおいては、屋内遊び場のみならず、アーバンスポーツ広場、ダンス広場及び大型遊具広場等の各施設に対する大町西公園駅からのアクセス経路には段差や坂があり、利用者によっては移動負担が大きいことから、公園利用の連続性や回遊性の確保が課題となっている（図1, 2参照）。

これらの課題解決のために、連絡橋は、「都市公園の移動等整備円滑化ガイドライン（図3参照）」に基づき、西公園における屋内遊び場と芝生広場などの主要な公園施設を接続する移動等円滑化園路を整備する必要がある。これにより一体的に利用できる環境を創出し、高齢者、障害者、子育て世代等を含む多様な利用者の安全かつ円滑な移動を確保することを目

的として特定公園施設である連絡橋を整備するものである。連絡橋は、公園全体の移動等円滑化及び回遊性の向上に資する基盤施設であり、その計画にあたっては保存樹林（ヒマラヤシーダー林）への影響を最小限とするよう検討を進めてきた。

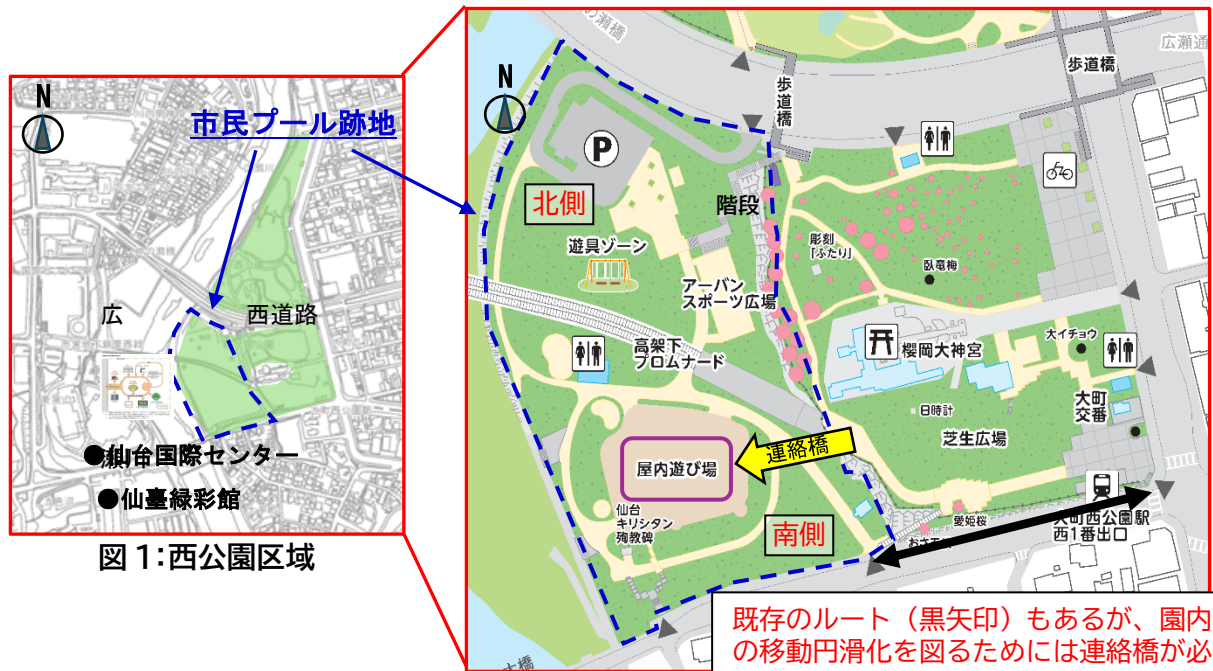
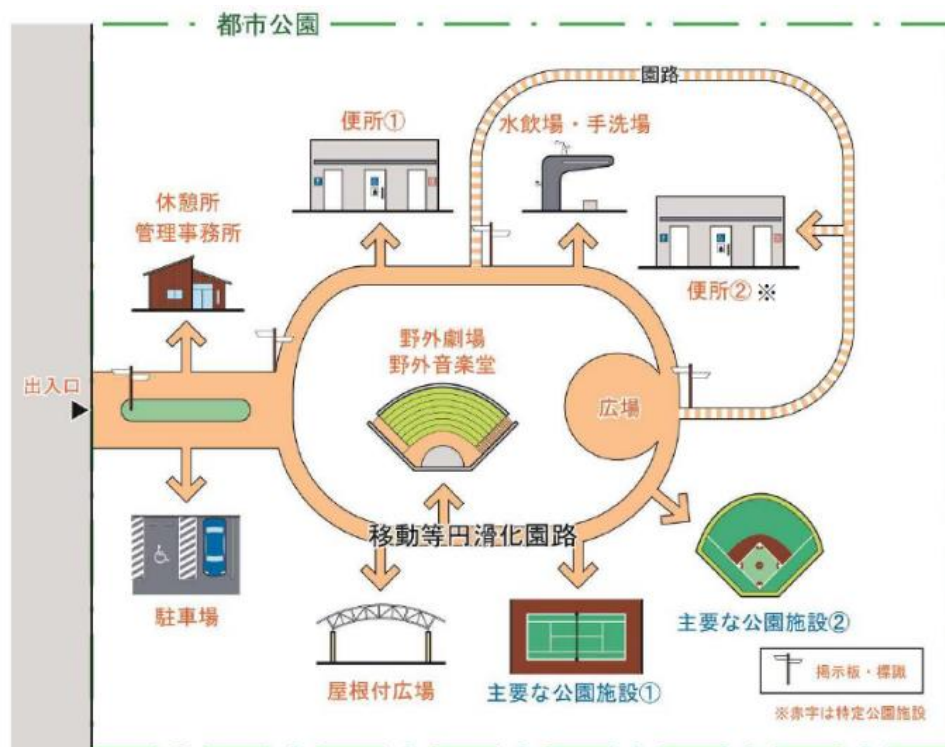


図1:西公園区域



図2:市民プール跡地計画図



- ※ ◇ 公園内に複数の便所を設ける場合、全てにバリアフリートイレを設置することが望ましい。
 ◎ 移動等円滑化基準に適合する特定公園施設が設置されている場合、特定公園施設の種別毎に、それぞれ1以上の施設と移動等円滑化園路を接続させる。
 ◇ 可能な限り移動等円滑化園路を複数確保することが望ましい。

図3 移動等円滑化園路の考え方（都市公園の移動等整備円滑化ガイドラインより）

5. 屋内遊び場等の整備スケジュールについて

表2に示すとおり。

表2:市民プール跡地における屋内遊び場等の整備スケジュール

プール跡地 エリア	担当	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
北側 エリア	公園整備課	アーバン スポーツ	ダンスエリア・鏡 スケートボード実施設計		スケートボード工事①	スケートボード工事②	3X3コート舗装 スケートボード工事③
		大型遊具			大型遊具工事	幼児用遊具工事	
		斜路 (進入路)	実施設計		拡幅工事		
	こども 若者局	立体駐車場		基本設計・実施設計		工事	
南側 エリア		屋内遊び場	基本計画・基本設計・実施設計		工事		
	百年の杜 推進課	広瀬川 水辺エリア	基本計画・測量・実施設計		工事(11月～5月非出水期施工)		
全域	公園管理課 (こ若)	管理運営		管理計画検討	募集要項策定	公募・選定	

屋内遊び場 供用開始予定